型部 関西生コン弾圧事件ニュース NO. 74 2022年5月24日

<本号2ページ>

| ●本号の内容 | 【大阪スト1次事件控訴審判決】・・・・・・・・p1 |
|--------|---------------------------|
| | 日本外国特派員協会で記者会見・・・・・・p1 |
| | 中労委宛の団体署名活動を開始・・・・・・p2 |

【大阪スト1次事件控訴審】

控訴棄却の不当判決 (5/23 大阪高裁)



●「有罪ありき」の姿勢あらわ

5月 23 日、大阪ストライキ1次事件控訴審 の判決が出された (大阪高裁第2刑事部長井 秀典裁判長)。

「本件各控訴をいずれも棄却する」が判決主文。

七年礼副委員長に対する懲役2年、執行猶予4年、その他の組合員に対する懲役1年6月~1年8月、執行猶予3年~4年の一審判決が見直されることはなかった。

今年2月21日の大阪2次事件(西山執行委

員ら「指示役」)の高裁判決が控訴棄却だったので予想通りといえば予想通りだが、今回の判決は「有罪ありき」の姿勢がこれまで以上にあらわで薄っぺらなものだった。「弁護人の主張は原判決の表現方法を論難するものにすぎない」という一文が、それを端的にあらわしている。

■「裁判官は空気を読まずに憲法を読め」

弁護団は控訴趣意書において、労働組合の団体行動が威力業務妨害とされた過去の類似事件の有罪判決の多くが罰金刑にとどまっていたことを指摘して、一審の懲役2年などいう重罰判決は「量刑不当」だと批判した。この点について、控訴審判決は、労働組合の団体行動に対する敵意さえ感じさせるものだった。「量刑の基礎となる事情は事案ごとに異なる」という論理はまだしもとして、「量刑の傾向は時代によって変わり得るものである」と判決は言い放っている。おまえさんたちのような団体行動は時代に遅れで通用しないんだよとでも言いたいのだろうか。

判決を聞いた仲間のひとりが、「裁判官は空気を読まずに憲法を読めよ」と怒っていたが、まったくそのとおり。組合は2次事件につづいて上告する方針だ。(**写真は判決後の報告集会**)

外国特派員協会で記者会見 CCI

5月 20 日、「関西生コン事件」について、 日本外国特派員協会で記者会見が開かれた。

海渡雄一(弁護士、関西生コン国賠訴訟弁護団)、竹信三恵子(ジャーナリスト)、小谷野毅(全日建書記長)が発言席に登壇。海渡弁護士が事件の全体像を説明。竹信三恵子さんがこの事件の「陰の主役としてのジャーナ



ズム」について説明した。記者側からは、「この事件は日本の社会状況 (次ページに続く)

発行:全日建(全日本建設運輸連帯労働組合) お問い合わせ03-5830-6418

とは関係なくおきた特異なものなのか?」「4つの府県にまたがる捜査が同時に行われたのは、 背後に政府の関与があるからなのか?」といった質問が出された。

なお、日本外国特派員協会のホームページには、最近、「関西生コン事件」を取材したデイビッド・マクニール氏の記事「ユニオン・シティ・ブルース」が掲載されている。

https://www.fccj.or.jp/number-1-shimbun-article/union-city-blues

団体署名活動はじまる 中労委は早期に実効性ある救済命令を

5月 17 日、「関西生コンを支援する会」が中央労働委員会(中労委)に宛てた団体署名活動を開始した。(右の画像は、署名活動用のリーフレット表紙)

現在、中労委では、関生支部に対する 14 件の 不当労働行為事件が再審査中。事件はいずれも、 大阪広域協組の指示にもとづき、大阪、兵庫、 奈良、京都、滋賀で計 60 社以上の生コン業者が ひきおこした解雇、日々雇用労働者の労働者供 給打ち切り (就労拒否)、団交拒否といった団結 権侵害だ。初審の大阪府労働委員会は、解雇取 り消し、バックペイ支払い、団交応諾など、現 在までに 12 件の組合勝利命令を出している。

しかし、再審査は、大阪広域協組顧問弁護団が争点と無関係な証拠(組合脱退者の名で書かれた関生支部のイメージダウンを狙った陳述書は刑事裁判一覧など)を大量に提出したり、証人申請をするなどしており、迅速な審理がすすまずにいる。署名活動は、審理迅速化、実効性ある早期救済命令を求めるものだ。



刑事裁判では、2件の無罪判決、さらに法廷で再生された取調べ録画で検察官による組合脱退勧奨が明るみに出されるなど、流れが少しずつ変わりつつある。

早期の中労委命令で、この流れをさらに大きくしていこう。

●署名活動要綱

名称 実効性ある早期救済命令を要請する署名 宛先 中労委(中央労働委員会)

要請内容

- (1) 審理を迅速化し、早期に救済命令を。
- (2) 日々雇用労働者の労働者供給打ち切り事件については、供給再開を命じて団結権侵害の不利益回復に実効性ある命令を。
- (3) 一連の不当労働行為事件は大阪広域協組の指示によるもの。その責任の所在を明確にする命令を。
- (4) 団交拒否事件については速やかに初審命令履行勧告を。

集約 2022年6月末日 (第1次集約)、7月10日 (最終集約)

提出 7月中旬

●問い合わせ先

〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 1F フォーラム平和・人権・環境気付電話 03-5289-8222 FAX 03-5289-8223 E-mail sien.kansai@gmail.com